

電波法及び電気通信法

科目ナンバー 3E351
専門 選択 2単位

岡部 伸雄

1. 授業の概要(ねらい)

電気通信に関する基本的な法及び電気通信に関する国内法の法体系全般と、無線通信に必要な電波を使用する際に遵守しなければならない電波に関する法について、次のような内容を学習します。

この科目は、デプロマポリシー-DP4Eに関連する科目です。

①電気通信に関する国内法体系について

②電気通信に関する基本的な法及び行政機構、事業体等組織に関する法の分類とその概要

③電波法の理念と目的、及びその適用範囲について

④無線局免許、無線設備、無線従事者、無線局の運用と監督について

2. 授業の到達目標

電気通信に関する国内法の法体系全般と、特に無線通信の基本法である電波法について、その理念を把握し、工学関係者として必要な事項の理解を深めて、遵法の重要性を認識してもらうことです。

3. 成績評価の方法および基準

毎回講義の最後に実施する簡単な小テストに対してコメントします。

成績は期末試験の結果で評価します。

4. 教科書・参考文献

教科書

指定する教科書は特にありません。

参考書:相河聡「無線技術者のための電波法概説(第2版)」,森北出版

その他の参考書:「電波法大綱」情報通信振興会、「情報通信六法」、「電波法令集(総務省)」などがありますが、購入する必要はありません。

必要に応じて、プレゼンテーション資料および講義項目をLMSに掲載します。

5. 準備学習の内容

電気通信に関する基本的な法、行政機構、事業体等組織に関する法、電波法の概要、及び無線局免許、無線設備、無線従事者、無線局の運用と監督などの用語について、事前に図書館やインターネットなどで調べておいてください。

また、講義で使用するプレゼンテーション資料を講義実施の前の週までにLMSに掲載しておきますので、事前に準備学習をしておいて下さい。

予習復習の準備時間には3時間程度要します。

6. その他履修上の注意事項

ほぼ毎回講義の最後に簡単な小テストを実施します。

通信関連国家資格取得のための認定科目については、学生便覧を参照して下さい。

7. 授業内容

- 【第1回】 電気通信に関する国内法体系、法律と政令、省令、法令用語
- 【第2回】 電気通信に関する基本的な法、行政機構、事業体等組織に関する法
- 【第3回】 電波法の理念と目的、電波及び基本的な用語
- 【第4回】 電波法の構成と適用範囲
- 【第5回】 無線局の免許(1)、無線局の開設、微弱無線局、特定無線局と包括免許
- 【第6回】 無線局の免許(2)、免許の申請、申請の審査
- 【第7回】 無線局の免許(3)、運用開始、休止、変更・承継
- 【第8回】 無線設備(1)、電波の質、
- 【第9回】 無線設備(2)、送受信装置の条件、その他の技術基準、特定無線設備の技術適合証明
- 【第10回】 無線従事者、無線設備の操作、主任無線従事者制度
- 【第11回】 無線局の運用(1)、時計、業務書類等、通信方法、船舶局・航空機局の運用、検査
- 【第12回】 無線局の運用(2)、通信方法、非常の場合の無線通信、免許の取消、罰則
- 【第13回】 監督
- 【第14回】 異議申立て、訴訟
- 【第15回】 試験、まとめ